

市民活動保険に関する Q&A

Q1 事前に加入手続きが必要ですか？

A 事前の加入手続きは必要ありません。事故発生後、すみやかに市に連絡し 30 日以内に、活動内容や事故の状況を書面で報告してください。

Q2 保険の支払いは必要ですか？

A 鳥栖市が保険料を負担し、保険会社と契約しますので、保険料の支払いは必要ありません。

Q3 対象となる団体はどういう団体ですか？

A 鳥栖市内に活動拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った市民により自発的に組織されている非営利かつ公益的活動を行う団体（その構成員の一部が市外居住者であるものを含む）です。
政治・宗教・選挙活動を目的とする団体や暴力団等に該当する団体は対象外です。
※ 法人は、特定非営利活動法人（NPO 法人）と法人格を有する自治会のみが対象です。

Q4 「市内に活動拠点を置く団体」とはどういうことですか？

A 鳥栖市内に事務所または活動場所を有し、主に市内で活動している団体です。

Q5 「公益的活動」とはどういうことですか？

A 河川の草刈や溝掃除など、広く市民社会一般の利益に資する活動のことです。

Q6 保険対象の団体になるのか事前に確認できますか？

A 保険の団体要件を満たす「鳥栖市市民活動団体登録制度」の登録団体となることで確認できます。また、登録団体は市のサポートを受けられますので、保険報告時の手続等が簡素化できます。登録をご検討ください。

Q7 個人のボランティア活動も対象となりますか？

A 個人の活動は対象外です。継続的かつ安定的な市民活動を行うことができる規模の目安として5人以上で組織された団体による活動を対象としています。

Q8 市外居住者も対象になりますか？

A 構成員の一部が市外在住者の場合は対象となります。

Q9 対象となる市民活動とは、どんな活動ですか？

A 対象となる団体が行う 社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、環境保全活動、地域活動等で、本来の職務を離れて自由意思のもとに行う継続的かつ計画的な公益性のある活動であって日本国内で行われるものです。ただし、次の活動は対象となりません。

- ①政治・宗教・営利を目的とする活動
- ②有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無報酬とみなす）
- ③自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- ④職場や学校などの管理下で行う活動（学校・保育園・幼稚園の行事・クラブ活動）
- ⑤危険度の高い活動

Q10 対象団体が市外で行う活動も対象ですか？

A 活動の内容が、保険の趣旨に合っていれば、事故発生場所が市外でも対象です。ただし、日本国内に限ります。

Q11 活動場所までの往復途上の事故も対象になりますか？

A 傷害補償は対象となります。あくまでも通常想定される合理的な経路上での事故の場合が対象です。寄り道等された場合は、対象とならない場合があります。

Q12 報酬が出ている場合は対象とならないのですか？

A 報酬が支払われている場合は対象外です。ただし、支払われた費目にかかわらず、交通費、弁当代等の実費弁償額の範囲内であれば、無報酬とみなし対象となります。

Q13 PTA 活動は対象ですか？

A 例えば交通立番や巡回補導といった地域でのPTA活動やPTA主催の公益的な活動は対象になりますが、学校管理下での活動や学校主催事業（学校施設の清掃奉仕活動、運動会の準備等）は対象外です。

Q14 活動中に提供した飲食物での食中毒は対象ですか？

A 食中毒も対象となります。ただし、その食中毒が市民活動によるものと認定されることが必要です。単なる体調不良によるものとみなされる場合は、対象外となります。

Q15 活動中に転んで眼鏡を落として割ってしまった。補償の対象ですか？

A 自分の眼鏡を壊した場合は、対象外です。賠償責任補償の対象となるのは、第三者の物を壊してしまったときです。

Q16 活動中に言い争いからけんかになり、相手にけがをさせてしまった。対象ですか？

A けんかや故意による傷害は、賠償責任事故・傷害事故ともに対象外です。

Q17 市民活動中で、自動車に関係する事故は対象となりますか？

A 運転手、同乗者がけがをした場合は、傷害補償の対象となります（警察への事故届は済ませておいてください）。しかし、賠償補償の対象にはなりません。車を運転していて物を壊した、同乗者、相手にけがをさせた場合の賠償には適用できません。

Q18 災害現場で救援活動中に負傷した場合は、対象となりますか？

A 災害現場での救助活動などは危険度が高いため対象となりません。ただし、避難所での炊き出し、連絡係などの後方支援的な被災者支援活動は対象となります。

※ 警報発令時の活動はすべて対象外です。

Q19 市民活動中に飲酒をした場合は対象となりますか？

A 飲酒を伴う活動は、事故の可能性が高まるため対象とはなりません。

Q20 補償の対象者は誰ですか？

A 補償の対象者は、「市民活動団体の構成員（正会員）」または、「市民活動の実施に伴いその運営に従事する人（臨時のボランティアスタッフを含む）」です。行事等への単なる参加者や見学者等は補償の対象とはなりません。公益的活動の有無にかかわらず、参加者全員に保険が必要な場合は、別途イベント保険等をご準備ください。

Q21 外部講師を招きましたが補償の対象となりますか？

A 無報酬のときは対象となります。また報酬があっても実費弁償額の範囲内（交通費・弁当代相当分）でしたら対象となります。

Q22 別の保険に加入している場合、保険の請求は両方できますか？

A 対象となる活動中の事故であれば、両方の保険請求ができます。ただし、賠償補償の場合は、いくつかの保険に加入していても、賠償金額が決まったら、それぞれの補償額で按分されます。